

## 郵便送金業務に関する約定の施行規則

郵便業務理事会は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二條5の規定にかんがみ、郵便送金業務に関する約定（以下「約定」という。）の実施を確保するため、次の手続を定めた。

この規定は、郵便により送達される郵便送金指図及び電子的な手段又はその他の技術的な手段により送達される郵便送金指図について適用する。

### 第一部 郵便送金業務に適用される共通の原則

#### 第一章 総則

##### 第二百一条 定義

- 1 「記入欄」とは、用紙又はシステムに情報を書き入れるために確保される部分をいう。
- 2 「ミラー口座」とは、金融機関が保有する技術的な口座であって、当該金融機関の決済用口座に取引を反映させるものをいう。
- 3 「業務の条件」とは、標準の、又は規定の契約条件であって、その条件の下に指定された事業者が利用者に郵便送金業務を提供するものをいう。
- 4 「業務協定」とは、指定された事業者の間における二者間又は多数者間の協定であって、約定及びこの施行規則に従い、指定された事業者の間における交換についての業務上の取決めを設定し、及び郵便送金業務の実施を可能とするものをいう。
- 5 「日付」とは、送金指図の実施に関する業務が行われた日の表示であって、指定された事業者が手作業によって用紙に記入するもの又は電子的な手段による交換の場合にシステムによって生成される（時刻印）もののいずれかをいう。
5. 2 「調査請求」とは、例えば、業務の価格や質についての、郵便送金指図の処理又は業務の条件に関する情報のための依頼をいう。
- 6 「特別引出権（SDR）」とは、連合の通貨単位として使われる国際通貨基金の会計単位をいう。
- 7 「郵便送金指図の振出し」とは、振出側の指定された事業者の正規の職員による差出人からの郵便送金指図の請求の受付をいう。
- 8 「郵便送金指図又は要求の状態」とは、郵便送金指図又は当該郵便送金指図に関する情報／調査の請求若しくは取消請求の実施の状態をいう。
- 9 「用紙」とは、約定及びこの施行規則に従い、郵便送金指図の実施、要求及び／又は指定された事業者の間における財務関係の管理に必要な情報を含むひな形の書類をいう。
- 10 「利用者の用紙」とは、指定された事業者の書類であって、紙に印刷され、又はそのウェブサイトからダウンロードすることができ、この施行規則に規定する様式に従い、必要な場合には指定された事業者が加える補足的な情報とともに郵便送金業務の利用者によって記入されることを意図したものをいう。
- 11 「時刻印」とは、業務の日付及び時刻を示す安全かつ電子的な処理をいう。
- 12 「郵便送金指図の識別子」とは、特定の指図の振出番号をいう。

- 13 「電子データ交換（EDI）メッセージ」とは、一の指定された事業者から他の指定された事業体に送達される郵便送金指図に関する電子的な情報を含むファイルをいう。
- 14 「非交換通貨」とは、主に国内の取引に用いられ、かつ、公の為替市場（外国為替市場）において自由に交換することができない通貨をいう。
- 15 「報告書」とは、振り出され、払い戻され、受取人に払い渡され／受入登記され、及び受領される郵便送金指図に関する時系列順の情報の一覧表であって、「業務の種類」、「目録類」、「二者間の関係」、「通貨」、「業務が利用できる拠点又はその他の組織単位」を含む、様々な要素に応じてシステムにより自動的に生成されるものをいう。
- 16 「電子的な受領」とは、郵便送金指図の受領により払渡国のデータベースを更新することをいう。
- 16.2 「申し立て」とは、差出人又は受取人が郵便送金指図の処理の状態について正式に不満を表明することであり、指定された事業者が規則として定められた一定の期間内に返答しなければいけないことをいう。
- 17 「電子署名」とは、情報を交換する指定された事業者が共有する固有の鍵であって、連合が認める共通の公開鍵基盤の提供者によって配布され、暗号化及び署名並びにその後の復号化及び署名の認証を可能とするものをいう。
- 18 「システム」とは、データメッセージを生成し、送付し、受領し、又は処理するために用いられる情報通信システムをいう。
- 19 「印章」とは、業務が利用できる拠点及び日付の表示を押印したものであって、郵便送金指図を実施する業務の正確性及び真正性を確認するものをいう。
- 19.2 「裏書き」とは、受取人から第三者に譲渡される為替証書について、所有権の移転を意味する為替証書の裏面の署名をいう。

#### 第五百一条 事業者の役割

- 1 締約加盟国の指定された事業者は、加盟国が承認し、交換することを希望する郵便送金業務に合意する。
- 2 指定された事業者は、この施行規則を実施していない他の指定された事業者と交換を行う義務を負わない。
- 3 指定された事業者は、郵便業務理事会が承認したひな形に沿った業務協定により、郵送による、又は電子的な交換に関する業務上の取決めを定める。

#### 第五百二条 指定された事業者により提供される情報

- 1 指定された事業者は、次の業務上の情報を国際事務局に提供する。
  - 1.1 指定された事業者がその領域において提供する郵便送金業務
  - 1.2 提供される郵便送金業務に適用される国際料金及び国内料金
  - 1.3 補足的な業務
  - 1.4 補足的な業務に関する料金

- 1.5 業務の営業時間
- 1.6 自国の通貨又は当該国がその領域における払渡しのために承認する通貨
- 1.7 システムの提供者
- 1.8 (オンライン又はオフラインで) 使用されるシステムの種類
- 1.9 自国における業務の質に関する目標
- 1.10 集中決済制度又は使用する決済制度の種類を表示
- 1.11 決済の通貨
- 1.12 指定された事業体のウェブサイトのアドレス
- 1.13 指定された事業体の国際業務部門の電子メールアドレス
- 2 指定された事業体は、郵送される郵便送金指図に関して通常郵便に関する施行規則が要件とする情報についても国際事務局に提供する。
- 3 求められる情報に関する変更は、直ちに国際事務局に通知する。

#### 第五百三条 国際事務局の刊行物

- 1 国際事務局は、締約加盟国及びその指定された事業体が提供する情報に従い、各加盟国における約定及びこの施行規則の実施に関する総通報類集を発行する。
- 2 刊行物に係る通常郵便に関する施行規則の規定は、郵便送金業務についても適用される。

#### 第五百四条 電子的な郵便送金業務に関する通報類集

- 1 国際事務局は、電子的な郵便送金業務に関する通報類集を作成し、及び更新することを確保する。
- 2 電子的な郵便送金業務に関する通報類集は、この施行規則に従って指定された事業体が提供する業務上の情報及び郵便送金指図の実施のために指定された事業体が必要とする他の業務上の情報を含むものとする。
- 3 指定された事業体は、電子的な郵便送金業務に関する通報類集に自らの情報を入力する。
- 4 指定された事業体は、国際事務局が定める手続に従い、電子的な郵便送金業務に関する通報類集に含まれる情報を適時に、及びそれが有効となる日までに更新する。

#### 第七百一条 資金洗浄、テロリストのための資金供与及び金融に係る犯罪への対処のための計画

- 1 指定された事業体は、自国の法令に従い、資金洗浄、テロリストのための資金供与及び金融犯罪への対処のための計画を策定し、及び実施する。
- 2 この計画は、業務に関与する職員に対する当該分野における継続的な研修のみならず、資金洗浄、テロリストのための資金供与及び金融に係る犯罪のリスクを限定するための書面による適切な原則、手続及び内部統制で構成される。

#### 第七百二条 本人確認書類を提示する義務

- 1 指定された事業体は、利用者についての相当の注意義務に従い、自国の領域における本人確認のために自国の当局によって認められ、及び承認された書類又は信頼できるデータ若しくは情報に基づいて差出人の本人確認を行う。
- 2 指定された事業体が口座を保有する場合には、当該口座は、郵便送金指図の金額の限度額にかかわらず、指定された事業体が口座名義人の本人確認を行った個人名義の口座に限るものとする。
- 3 指定された事業体は、自国の法令に従い、指定された事業体との間で最低金額（当該金額未満の場合には、振出側の指定された事業体は、差出人の本人確認書類の詳細を徴収する義務を負わない。）を設定することを取り決めることができる。この限度額は、為替証書については一日当たり六百SDRを超えてはならない。

#### 第七百三条 本人確認のための情報

- 1 郵便送金指図は、差出人及び受取人の氏名及び住所を含むものとする。ただし、電子的な手段により送達される郵便送金指図については、住所の代わりに固有の識別子番号を使用することができる。
- 2 郵便送金指図が電子的な手段によって送達される場合には、当該指図は、次を含むものとする。
  - 2.1 郵便振替及び払出為替及び払込為替に関する口座番号
  - 2.2 現金為替及び払込為替に関して差出人の追跡を可能とする固有の参照番号
- 3 この条において指定する情報は、払渡し又は払戻しまでの送達の過程全体を通して郵便送金指図に付随する。
- 4 この条において指定するような差出人又は受取人に関する十分な情報が含まれていない郵便送金指図については、疑わしい活動に対する更なる調査及び監視が実施される。

#### 第七百四条 情報を入手する義務

- 1 振出側の指定された事業体は、自国の法令に従い、郵便送金指図又は払戻請求の目的についての情報をその実施に先だって入手する。
- 2 指定された事業体は、自国の法令に従い、受取人本人の身元を確認する。

#### 第七百五条 監視、探知及び報告の義務

- 1 指定された事業体は、権限のある当局の指令に従い、監視及び探知の義務を履行する。
- 2 指定された事業体は、取引及び資金源を監視し、及びそれらが利用者のリスク特性に合致していることを確認する。
- 3 指定された事業体は、利用者に関する書類、データ及び情報が最新のものであることを定期的に確認する。
- 4 指定された事業体は、高リスクの利用者、取引、商品及び／又は地理的地域を特に綿密に監視する。
- 5 指定された事業体は、利用者の指図に関する相当な注意の要件を遵守する。

- 6 疑わしい取引が探知された場合には、指定された事業体は、関係する金額にかかわらず、その事実を権限のある当局に報告する。
- 7 郵便送金指図が疑わしい取引に関係すると思われる場合には、指定された事業体は、資金洗浄及びテロリストのための資金供与への対処に関する自国の法令に従い、これを取り扱う。

#### 第七百六条 保存

- 1 指定された事業体は、郵便送金業務の実施に関する情報（郵便送金指図の実施に関するデータ及び監視状況を含む。）を最低五年間、又は自国の法令が求めるよりも長期間、保存する。
- 2 保存される情報は、各取引（その金額及び通貨を含む。）の復元を可能とするものでなければならない。

#### 第七百七条 郵便送金業務の実施

- 1 次の場合には、指定された事業体は、他の指定された事業体との間で郵便送金業務を開始することを拒否し、又は当該業務を停止することができる。
  - 1.1 他の指定された事業体が資金洗浄及びテロリストのための資金供与に対処する法令上の義務を履行しない場合
  - 1.2 法令上の義務がない場合には、他の指定された事業体がこの施行規則において求められる措置を自発的に講じない場合
  - 1.3 業務の実施が自国の法令に違反する場合
  - 1.4 業務の実施が指定された事業体の判断により受け付けられない場合
- 2 資金洗浄又はテロリストのための資金供与への対処の観点から連合の加盟国に対して国際的な制裁が課されている場合には、指定された事業体は、制裁の解除まで、この加盟国の指定された事業体との間で協定を取り決めることを拒否し、又は当該指定された事業体との交換を停止することができる。

#### 第八百一条 情報の秘密性

- 1 指定された事業体は、第三者に対する情報の秘密性を確保するため、自国の法令及びこの施行規則に定める措置を講ずる。
- 2 指定された事業体は、郵便送金業務の統計のために必要な郵便情報を国際事務局に送付する。
- 3 国際事務局は、郵便送金業務に関する統計を連合の統計において公表する。送付される情報については、関係する加盟国が合意しない限り、世界の、及び地域の状況の分析に必要となる集計を算出するためにのみ使用される。
- 4 保存された情報を入手するための請求は、正当なものでなければならない。

#### 第九百一条 技術の組合せ

- 1 指定された事業体は、郵便送金指図の実施のための異なる技術の組合せに関連する郵便送金業務

の実施のための業務上の取決めをその業務協定に定める。当該取決めは、少なくとも、郵送される郵便送金指図に適用される規則に従う。

## 第二章 一般原則

### 第一千条 資金の分離

- 1 利用者の資金は、会計上及び財務上の観点から、振出側の指定された事業体及び払渡側の指定された事業体の資金から分離される。

### 第一千二条 利用者の資金の分別管理

- 1 利用者によって送金され、又はその口座から払出登記された金額は、指定された事業体の間における郵便送金指図の決済及び払戻しのために分別管理され、及び引き当てられる。
- 2 利用者の資金は、第三者の資金の管理に適用される慎重性の原則に従って管理される。

### 第一千三条 振出し及び払渡しの通貨

- 1 名あて国の通貨が交換できる場合には、郵便送金指図の金額は、払渡側の指定された事業体の通貨で表示される。
- 2 二の通貨のうち少なくとも一が交換できない場合には、指定された事業体は、振り出された郵便送金指図の金額を名あて国が認める第三通貨で表示することに合意する。
- 3 郵便送金指図の金額を表示するために使用する為替換算率は、郵便送金指図の振出しの時に適用する為替換算率とする。振出側の指定された事業体が払渡側の指定された事業体の通貨で郵便送金指図の金額を表示する技術的な手段を持たない場合には、払渡通貨への交換は、払渡側の指定された事業体によって郵便送金指図の受領の時に適用する為替換算率をもって行われる。
- 4 指定された事業体は、自国の法令により必要とされる場合には、関係する指定された事業体に通知した上で、送金金額につき、貨幣単位に満たない数を切り捨て、又は貨幣単位若しくは十分の一の貨幣単位に満たない数を特定の方法により切り上げ若しくは切り捨てることができる。

### 第一千四条 料金の設定

- 1 料金は、郵便送金業務に対する利用の容易さを促進するよう振出側の指定された事業体によって設定される。
- 2 すべての料金は、差出人によって全額支払われる。

### 第一千五条 料金の免除

- 1 郵便業務に係る郵便物及び捕虜（中立国で捕虜にされ、及び抑留された戦闘員を含む。）若しくは抑留された文民に宛てられた、又は捕虜若しくは抑留された文民によって差し出された郵便送金業務の郵便物に適用される郵便料金の免除については、万国郵便条約、通常郵便に関する施行規則及び約定に規定する。

1. 2 郵便送金業務の郵便物については、通常郵便に関する施行規則の関係規定に従って郵便料金が免除される。
1. 3 郵便送金業務が利用できる拠点は、万国郵便条約で規定する捕虜及び抑留された文民に対する郵便送金業務に関する料金の免除を享受する。
1. 4 郵便料金の免除が適用される捕虜及び抑留された文民に関する機関は、通常郵便に関する施行規則に記載される。
1. 5 郵便料金が免除される郵便送金指図は、通常郵便に関する施行規則に示されている。

#### 第千十条 指定された事業者の間における手数料に関する手続

- 1 手数料は、指定された事業者の営業費用及び金融費用をそれぞれ考慮に入れながら、振出側の指定された事業者によって利用者に適用される料金に基づいて公平に定める。相互の利益において交換が実施されるとき、報酬は指定された事業者によって異なる金額にできる。電子的に送達される郵便送金指図の場合には、報酬は業務の質の評価を考慮することができる。
1. 2 指定された事業者によって適用される交換手数料は、合理的な利益を反映しており、現地の経済水準を考慮に入れ、かつ、業務の発展を可能にするものである。
- 2 手数料は、約定及びこの施行規則に従い、業務協定に定める。

#### 第千十一条 利用者の情報

- 1 指定された事業者は、その業務が利用できる拠点において、及び適当な場合にはそのウェブサイトにおいて、料金及び追加料金を表示する。

#### 第千百一条 電子的な手段によって送達される郵便送金指図の業務の質

- 1 電子的に送達される郵便送金指図に関する業務の質の最低限度の要素は、次のとおりとする。
  - 1.1 国際事務局のデータベースの更新
  - 1.2 郵便送金指図の適時の処理
  - 1.3 適時の取消し
  - 1.4 定時に取り扱われた調査請求の割合
  - 1.5 定時に取り扱われた申し立ての割合
- 2 指定された事業者は、業務の質の評価のために必要な郵便情報を連合の国際事務局に送付する。
- 3 国際事務局は、業務の質の評価に関する郵便情報を秘密として扱う。これらの情報を用いて作成された業務の質の評価に関する報告書の入手は、約定の締約国である加盟国、その指定された事業者及び国際事務局に制限される。

#### 第千百二条 団体商標

- 1 団体商標は、郵便送金指図の送達に関する特定の新技术の利用と関連付けることができる。
- 2 指定された事業者による団体商標の利用は、郵便業務理事会によって定められた業務の質の目標

に従い、その商標の利用者によって定められた当該商標に関連する質の目標に従う。

### 第三章 電子データ交換に関する原則

#### 第千二百一条 相互運用性及び集中決済の条件

- 1 指定された事業者によって利用されるネットワークは、郵便送金指図に関する電子データの交換が可能となるよう相互に接続される。
- 2 指定された事業者は、この施行規則に規定する様式に従い、システムの相互運用が可能となるよう、そのシステム内に郵便送金情報の記入欄を設ける。
- 3 指定された事業者は、郵便送金業務の相互運用性を確保するよう、この施行規則に規定する郵便送金指図の取扱に関する手続を適用する。
- 4 指定された事業者は、指定された事業者の間における集中決済が可能となるよう、この施行規則に規定する決済及び清算に関する手続を適用する。

#### 第千三百一条 ネットワークの安全性

- 1 郵便送金指図の送達のための電子的なネットワークの相互接続は、指定された事業者によって利用される相互に接続されたネットワークの安全性の水準に準拠する。
- 2 指定された事業者は、電子署名認証の効力及びデータメッセージの暗号化を確保する。
- 3 指定された事業者のシステムは、郵便送金指図の処理及び送達を確保するため、連合によって承認された I S O規格を満たす安全基準に準拠した共通のセキュリティシステムを使用する。
- 4 共通のセキュリティシステムを採用し、及び実装することが自国の法令を理由として困難である場合には、国際事務局に通知し、及び報告する。

#### 第千三百二条 電子的な交換の安全性

指定された事業者は、連合によって承認された I S O規格に従い、その設備の物理的及び電子的な安全性、データの安全性並びに業務の継続性を確保する。

#### 第千三百三条 電子的な設備の運用及び保守に関する規則

- 1 すべての指定された事業者は、独立した生成システム及び試験システムを保有する。当該生成システムは、実データを処理し、及び送達することにのみ使用される。すべての基礎的な通信試験は、当該試験システムを用いて行われる。すべての指定された事業者は、予備システムを保有する。
- 2 すべての指定された事業者は、データの処理及び送達に必要な生成、予備及び試験用の基盤施設（ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク）の運用について、これらの基盤施設が指定された事業者又は第三者によって管理されているかどうかにかかわらず、責任を負う。

#### 第千三百四条 データの安全性

- 1 郵便送金指図に関するデータメッセージは、デジタル署名される。個人情報については、暗号化

される。

- 2 オンラインシステムが使用されている場合には、データベースの安全を確保する。
- 3 指定された事業体の電子署名とともに送達される情報は、真正であり、完全であり、かつ否認不可であるものとみなす。
- 4 データの入手は、指定された事業体によって権限を与えられた職員に対してのみ厳格に認められる。

#### 第千三百五条 データの予備

- 1 指定された事業体が利用するデータベースは、安全な方法により管理される。当該データベースは、緊急の際に活動の再開が可能となるのに十分な予備システム及び予備処理を備えるものとする。
- 2 すべての指定された事業体は、予定される業務の中断を他の指定された事業体に通知する。予定されていない中断の場合には、関係する指定された事業体は、緊急対策本部を設置し、その中断の理由並びにその問題を解消し、及び再発を防止するために講ずる措置をできる限り速やかに他の指定された事業体に通知する。
- 3 安全性に関して重大な警戒を要する場合には、指定された事業体は、業務の停止、起こりうる中断の期間及び当該業務の復旧をできる限り速やかに他の指定された事業体に通知する。

#### 第千三百六条 保存された情報の入手

- 1 保存された情報は、自国の法令に従い、電子的に交換される郵便送金指図の場合には請求後三営業日以内に、郵送される郵便送金指図の場合には請求後一箇月以内に入手し、及び利用できるものとする。

#### 第千四百一条 追跡及び特定

- 1 指定された事業体によって利用されるシステムは、郵便送金指図の追跡及び特定のための情報を供する機能確認を含むものとする。
- 2 郵便送金指図の状態の変更は、EDIメッセージの送達を伴うものとする。
- 3 指定された事業体は、受信したEDIメッセージについて受領通知又は拒否通知を送達する。
- 4 差出人は、払渡し、振替又は払戻しの通知を受領することを請求することができる。
- 5 郵便送金指図の状態又は郵便送金指図の実施に関する要求の状態については、当該郵便送金指図の実施に関与する指定された事業体が入手できるものとする。
- 6 データは、少なくとも六箇月の間、オンラインで保存される。

### 第二部 郵便送金業務を規定する規則

#### 第一章 郵便送金指図の処理

##### 第千五百一条 用紙

- 1 用紙は、指定された事業体利用するシステムによって生成され、又は紙に印字された様式で作

成される。

- 2 システムによって生成される用紙には、この施行規則に添付された様式に規定する記入欄に対応したものを記載する。
- 3 用紙には、指定された事業体が業務協定の枠組みにおいて必要とする追加の記入欄を設ける。

#### 第千五百二条 実施のための用紙に共通する情報

##### 1 義務的な情報

1.1 利用者の郵便送金指図の実施に係る用紙には、指定された事業体の業務が利用できる拠点の情報を記載する。

1.1.2 万国郵便連合基準第十条に従い、代金引換為替のための特別な様式には、郵便物の識別子を記載する。

##### 2 任意的な情報

2.1 「通信文」の記入欄は、利用者との連絡を目的とした用紙に用いることができる。

#### 第千五百三条 郵便送金指図又は要求の状態

1 指定された事業体は、最も適切な方法により、郵便送金指図又は要求の状態の変更を相互に通知する。

2 状態の変更が指定された事業体のシステムによって自動的に生成されない場合には、当該指定された事業体は、直ちに交換に関する状態の変更を示す情報を電子的な手段によって入力する。

3 振出側又は払渡側の指定された事業体によって入力される郵便送金指図の実施の状態には、少なくとも次の事項が含まれる。

3.1 処理前の郵便送金指図：振出側の指定された事業体

3.2 処理後の郵便送金指図：振出側の指定された事業体

3.3 処理前の郵便送金指図：払渡側の指定された事業体

3.4 前処理後の払渡しのために提出する郵便送金指図：払渡側の指定された事業体

3.5 払渡しが可能であることの通知又は遅延の情報：払渡側の指定された事業体

3.6 受取人への払渡し：払渡側の指定された事業体

3.7 払渡し又は受取人の口座への受入登記の通知（任意）：払渡側の指定された事業体

3.8 受取人への払渡しの取消し（合意された時間内に入力の誤りが発見された場合）：払渡側の指定された事業体

3.9 取消し後の新たな払渡し：払渡側の指定された事業体

3.10 取消請求の発行：振出側の指定された事業体

3.11 受領通知又は取消請求の通知：払渡側の指定された事業体

3.12 払戻しが可能又は不可能であることの通知：払渡側の指定された事業体

3.13 差出人への払戻しの通知（任意）：振出側の指定された事業体

3.14 有効期間の満了による払戻しの通知：払渡側の指定された事業体

- 3.15 払戻し：振出側の指定された事業体
  - 3.16 差出人の払戻しの取消し（業務協定において合意された時間内に入力の見誤りが発見された場合）：振出側の指定された事業体
  - 3.17 取消し後の新たな払渡し：振出側の指定された事業体
  - 3.18 払戻しが不可能であることの通知及び完了：振出側の指定された事業体
  - 3.19 郵便送金指図の時効：振出側の指定された事業体
  - 3.20 月次又は定期計算書の発行：払渡側の指定された事業体
  - 3.21 月次計算書に含まれる郵便送金指図の完了：払渡側の指定された事業体
- 4 情報／調査請求の実施の状態には、少なくとも次の事項が含まれる。
- 4.1 請求の登録
  - 4.2 他の指定された事業体に対する請求についての情報（利用者から連絡を受けた指定された事業体が当該請求に応ずることができ、かつ、他の指定された事業体と協議することなく必要な措置を講ずることが可能である場合を除く。）
  - 4.3 請求に対する回答
  - 4.4 利用者への通知：振出側の指定された事業体

#### 第千五百四条 郵便送金指図の請求

- 1 振出側の指定された事業体は、郵便送金指図の実施に必要な情報を集める。
- 2 差出人は、郵便送金指図の請求書に所定の事項を記入し、及び振出側の指定された事業体に提出する。振出側の指定された事業体の業務に関する条件については、郵便送金指図の利用者の請求書に付記する。代金引換為替の場合、それらは代金引換為替の郵便物の差出人によって記入される。
- 3 郵送される為替証書と代金引換為替の郵便物に関する郵便送金指図の請求書は、様式MP 1、様式MP 1. 2に適合する様式、又は指定された事業体の間で合意された電子的な送金指図のための適切な様式に従い、作成する。
- 4 振替に関する郵便送金指図の請求書は、様式V P 1に適合する用紙又は電子的な送達に適当な媒体で作成する。
- 5 郵便送金指図の実施のために提供される情報は、正確かつ完全でなければならない。略記したあて名は、認められない。
- 6 郵便送金指図の請求は、差出人自らがシステムに入力することができる。ただし、次の事項に関する条件を満たさなければならない。
  - 6.1 資金洗浄、テロリストに対する資金供与及び金融に係る犯罪の防止
  - 6.2 安全性
  - 6.3 追跡及び特定
  - 6.4 秘密性
- 7 郵送される郵便送金指図に関する記入は、機械による印字が望ましい。当該記入は、手書きで行うことができ、可能であれば活字体での記入とする。郵便送金指図の実施のために提供される情報

は、判読可能でなければならない。鉛筆による記入は、受け付けられない。郵便送金指図は、たとえ証明しても抹消又は変更してはならない。

- 8 原則として、郵便送金指図は、ローマ字及びアラビア数字で表記する。ただし、氏名及び住所等の情報については、指定された事業者の間で取り決められた言語の文字で表記することができる。
- 8.2 代金引換為替の郵便物のための郵便送金指図の依頼は、郵便物の識別子を含む。

#### 第千五百五条 振出側の指定された事業者による郵便送金指図の請求の確認

- 1 差出人から郵便送金指図の請求を受け付ける前に、及び資金洗浄に対処するために設けられた規定に従い、振出側の指定された事業者の職員は、次の事項を確認する。
  - 1.1 郵便送金指図が約定、この施行規則及び自国の法令に定める条件を遵守していること。
  - 1.2 郵便送金指図が指定された事業者の間における業務協定に従って実施可能であること。
  - 1.3 郵便送金指図が差出人からの資金の送金又はその口座から払出登記する指図を伴っていること。
  - 1.4 適当な場合には、差出人の口座が十分な資金を保持していること。

#### 第千五百六条 郵便送金指図の記入

- 1 情報は、原則として、業務が利用できる拠点の承認された職員により、振出側の指定された事業者のシステムに入力される。この場合において、振出側の指定された事業者は、入力された情報が郵便送金指図の請求書に含まれる情報と一致していることを確認する。

#### 第千五百七条 システムへの接続頻度

- 1 システムを利用している場合には、指定された事業者は、各国による合意で定義された毎営業日にできる限り頻繁に当該システムに接続する。
  - 1.1 独自のシステムを利用している場合には、指定された事業者は、少なくとも一日に二度、当該システムに接続する。
  - 1.2 電子的な送金指図を国際的に交換するためにオンラインシステムを利用している場合には、指定された事業者は、毎日の活動報告を入手するため、少なくとも一日に一度、当該システムに接続する。
    - 1.2.2 緊急の電子的な送金指図を国際的に交換するためにオンラインシステムを利用している場合には、指定された事業者は、伝達時間の確保を保証することを目的に、毎日の活動報告を入手するため、少なくとも三十分一度、当該システムに接続する。

#### 第千五百八条 郵便送金指図の受付

- 1 郵便送金指図の請求書又はその受領証への押印は、振出側の指定された事業者による当該郵便送金指図の受付を示すものとする。

#### 第千五百九条 郵便送金指図の振出し

- 1 郵便送金指図は、MP 1 若しくはVP 1 に準ずる様式、代金引換為替の特別な様式又は電子的な送金指図のための他の適切な様式を用いて振り出される。
- 2 業務指示を除き、様式の内容について認められたもの以外の郵便送金指図に関する入力、禁止される。
- 3 郵便送金指図の振出後、電子的な郵便送金指図の写し又は郵便物差出票は、受領証として無料で差出人に提供される。それは、差出人が認証した指図、指図に関する手数料、適用される場合は為替レートかつ業務の状態についての情報を含む。
- 4 振出側の指定された事業者が使用する情報システムは、時刻印を押印した用紙を自動的に発行する。
  4. 2 受取人に対してなされる通常又は緊急の電子的な送金指図の支払いを可能にするために、振出側の指定された事業者は差出人に識別子及び郵便送金指図の金額を伝達する。
  4. 3 受取人に対してなされる緊急の電子的な送金指図の支払いを可能にするために、振出側の指定された事業者は差出人が受取人に識別子及び郵便送金指図の金額及び振出側の国名を連絡しなければならないことを伝達する。

#### 第千五百十条 取消しの請求

- 1 郵便送金指図の差出人は、代金引換為替の送金指図を除いて、郵便送金指図の取消しを請求することができる。

#### 第千五百十一条 為替証書の有効期間

- 1 電子的な手段によって送達される為替証書の有効期間は、振出の日から起算して三十日とする。
- 2 郵送される為替証書の有効期間は、振出の月に続く二箇月目の終わりまで延長される。
- 3 振出側の指定された事業者及び払渡側の指定された事業者は、上記に掲げる期間以外の期間について合意により決定することができる。

#### 第千五百十二条 払渡し又は受取人の口座への受入登記の通知

- 1 指定された事業者の業務協定が認める場合には、差出人は、受取人への払渡し又は受取人の口座への受入登記が通知されるよう請求することができる。
- 2 通知は、通常郵便に関する施行規則に従い、用紙CN 0 7 に作成される。当該通知は、郵便送金指図が電子的な手段で送達される場合には、払渡側の指定された事業者によって作成される。郵送される郵便送金指図の場合には、用紙CN 0 7 は、振出側の指定された事業者によって用紙MP 1 又はVP 1 に添付される。
- 3 通知に関する情報は、電子的な手段で送達される郵便送金指図については電子的に入力され、及び当該通知に関する参照番号の記入欄が用紙MP 1 及びVP 1 に設けられる。払渡側の指定された事業者は、当該郵便送金指図が入力される時にこの記入欄に所定の事項を入力する。払渡通知は、

用紙C N 0 7に従って作成され、及び振出側の指定された事業者によって差出人に送付される。

#### 第千五百十三条 金額の表示

- 1 郵便送金指図及び手数料の金額は、数字により、貨幣単位の略記号とともに記入される。貨幣単位の端数は、十分の一の位及び百分の一の位又は十分の一の位、百分の一の位及び千分の一の位に対応する数字を、零を含む二個又は三個の数字を用いてそれぞれ表示する。
- 2 郵送される為替証書に関する郵便送金指図については、為替金額及び貨幣単位の名称は、指定された事業者の間で合意された言語による文字で記入する。金額は、一けたずつ分けた文字で表示することもできる。文字による金額にあつては、貨幣単位の端数の再表示は義務づけられたものではなく、貨幣単位の金額の次に数字で表示することができる。

#### 第千五百十四条 郵便送金指図の送達

- 1 郵便送金指図は、最も速達的手段により払渡側の指定された事業者に送達される。
  - 1.1 システムが用いられる場合には、現金による郵便送金指図は、払渡側の業務が利用できる拠点に直接送付され、受取人の口座に入金されるものについては、郵便小切手局に直接送付される。
  - 1.2 郵送される郵便送金指図は、払渡側の指定された事業者に送付され、「Service des postes」（「通信事務」の意）又は類似の内容を記載する。
- 2 電子的な手段による郵便送金指図の送達については、指図の振出しの日に、又は指図が電子的なネットワークに接続していない業務が利用できる拠点から振り出された場合には、二営業日以内に行う。
- 3 原則として、電子的な手段による郵便送金指図の送達の頻度は、営業時間内に一日二回を下回ってはならない。ただし、指定された事業者は、より高い頻度について取り決めることができる。
- 4 業務が利用できる拠点の終業時間後に振り出された郵便送金指図は、翌営業日に電子的な手段により送達される。
- 5 郵送される郵便送金指図は、優先郵便物として送付し、特別な取り決めがない場合には、開袋により送付される。
  - 5.1 郵送される郵便送金指図は、通常郵便に関する施行規則の規定に従って郵袋に封入される。郵便送金指図は、業務が利用できる拠点での預入れの日から六営業日以内に、優先郵便物として振出国の領域から発送される。
  - 5.2 郵送される為替証書については、指定された事業者の間の取り決めにより、万国郵便条約に規定する書留業務を利用することができる。
  - 5.3 通常郵便に関する施行規則は、書留による郵便送金指図の送達に適用される。

#### 第千五百十五条 振替に関する特別の規則

- 1 振替目録V P 1 0 4に記載し、及び同一交換局にあてる振替の合計金額は、振替の日次發送表V

P 1 0 5（正本及び副本）に転記する。

- 2 振替の総件数は、文字で記入し、又は数字で印字する。
- 3 用紙V P 1 0 5に記入する番号は、各振替目録V P 1 0 4に転記する。
- 4 日次発送表V P 1 0 5には、少なくとも連続番号が含まれ、当該番号は、各振替小切手局又は払渡側の指定された事業体の業務拠点における新規の決済期間ごとに更新される。

#### 第千六百一条 払渡側の指定された事業体による郵便送金指図の処理

- 1 電子的な手段による郵便送金指図の受領の日付は、払渡側の指定された事業体の業務が利用できる拠点における到着の日付と同じものとみなす。
- 2 郵送される郵便送金指図の払渡側の指定された事業体による受領の日付は、当該郵便送金指図の到着の日付と同じものとみなす。

#### 第千六百二条 郵便為替に関する特別の処理

- 1 到着為替は、中間処理を必要としない場合には、直ちに払渡側の業務が利用できる拠点に転送される。
- 2 郵便為替は、必要な確認を条件として、払渡側の指定された事業体の業務が利用できる拠点に到着後、払い渡すことができる。

#### 第千六百三条 郵便為替の裏書及び転送

- 1 名あて国の法令が認める場合及び指定された事業体はその旨の業務協定を締結している場合には、郵便為替に係る権利は、裏書によって移転することができる。
- 2 為替証書の他国への再転送は、認められない。

#### 第千六百四条 取消請求の処理

- 1 請求の受領に際し、払渡側の指定された事業体は、必要な情報を集めた後、用紙MP 2 又は用紙V P 2 に所定の事項を記入する。
- 2 払渡側の指定された事業体は、郵送される郵便送金指図の場合には対応する用紙MP 1 を添付し、正規に記入した用紙MP 2 又は用紙V P 2 を最も速達の方法で振出側の指定された事業体に返送する。
- 3 資金が受取人に送金されていない、又は受取人の口座に受入登記されていない場合には、払渡側の指定された事業体は、その請求に応じなければならない。それ以外の場合には、当該請求は、拒否される。

#### 第千六百五条 払渡しの前に亡失し又は損傷した為替証書の代用

- 1 払渡しの前に亡失し又は損傷した為替証書は、差出人又は受取人の請求に応じ、振出側の指定された事業体によって交付される新たな為替証書をもってこれに代えることができる。

- 2 払渡しの前に亡失し又は損傷したとみなされる為替証書を差し替える前に、指定された事業体は、相互に協議し、及び元の為替証書が払い渡され、又は払い戻されていないことを確認する。亡失し又は損傷したとみなされる為替証書については、重複して払い渡すことがないように十分注意する。
- 3 払渡側の指定された事業体から郵送による為替証書が到着していない旨の回答があった場合において、その為替証書に係る有効期間の月次計算書のいずれにも当該為替について記載がないときは、振出側の指定された事業体は、新たな為替証書をもってこれに代えることができる。
- 4 請求の日の翌日から一箇月の間に払渡側の指定された事業体から回答が得られない場合において、その期間の終わりまでに受け付けた月次計算書のいずれにも当該為替について記載がないときは、振出側の指定された事業体は、為替証書の場合には通常郵便に関する施行規則に従い、当該資金を払い戻すことが認められる。
- 5 請求人に対する為替金債務の弁済に関する通知は、書留書状により払渡側の指定された事業体に通知され、以後、最終的に亡失したとみなされる為替証書は、計算書に組み入れることができない。

#### 第千六百六条 払渡し又は受取人の口座への受入登記を目的とした払渡側の指定された事業体による確認

- 1 振替及び払込為替については、払渡側の指定された事業体は、受付の時に、受領し、又は受取人の口座への受入登記を待つデータベースに登録した指図に不備がないことを確認する。
- 2 業務が利用できる拠点における郵便送金指図の現金による払渡しについては、正規の職員は、当該郵便送金指図に不備がないことを確認する。受取人への払渡しの前に、正規の職員は、受取人の本人確認を行い、及びその請求と受領した郵便送金指図が一致していることを確認する。

#### 第千六百七条 振替に関する特別の処理

- 1 到着振替は、直ちに、又は到着の翌営業日までに受取人の口座に受入登記される。
- 2 日次発送表V P 1 0 5の総計が確認された後、振替の合計金額は、直ちに振出側の指定された事業体の名義で開設される内払金に係る集中口座又は決済用口座に払出登記される。
- 3 指定された事業体の日付印が押印された日次発送表V P 1 0 5の写しは、日次計算書に添付され、内払金に係る集中口座又は払出登記される決済用口座を保有する指定された事業体との取引と同じ日に送達される。

#### 第千六百八条 事故がある郵便送金指図

- 1 郵便送金指図は、次の不備のうちの一つでも該当する場合には、事故があるものとみなす。
  - 1.1 受取人の氏名若しくは住所又は郵便振替口座の詳細についての不正確、不完全、不明瞭又は誤った記載
  - 1.2 自国の法令に照らして不完全又は明らかに誤った郵便送金指図の表示
  - 1.3 金額の相違又は記入漏れ
  - 1.4 認められた最高限度額を超過し、又は最低限度額を下回る金額

- 1.5 郵送される指図についての記載事項の抹消又は変更
- 1.6 通貨の換算又は使用する為替換算率における明らかな誤り
- 1.7 振出局印の押印漏れ
- 1.8 取り決めた通貨以外の通貨による払渡金額の記載
- 1.9 所定の様式によらない用紙の使用
- 1.10 特に業務協定から生ずるその他の理由

#### 第千六百九条 事故がある郵便送金指図の処理

- 1 郵便送金指図に関するE D Iメッセージは、入力された情報が郵便送金指図の実施、調査請求又は取消請求に関する必要な条件を満たしていない場合には、拒否される。
- 2 メッセージを送達する指定された事業体は、当該拒否について、その理由が確定し次第、直ちに通知される。当該情報は、メッセージを送達した指定された事業体によって訂正し、又は補足され、及び拒否の通知があった翌営業日に相手方の指定された事業体に返送される。技術の組合せが利用されている場合には、関係する期限は、業務協定に定められ、かつ、三営業日を超えることができない。
- 3 次の場合には、当該拒否は、指定された事業体のシステムによって自動的に生成される。
  - 3.1 業務協定が遵守されない場合
  - 3.2 メッセージの変更に誤りがある場合
  - 3.3 データベースに誤りがある場合
  - 3.4 メッセージの表題に誤りがある場合
  - 3.5 メッセージに対応する郵便送金指図が存在しない場合
  - 3.6 重要な要素が欠落している場合
  - 3.7 業務手順に誤りがある場合
  - 3.8 メッセージのバージョンに誤りがある場合
  - 3.9 業務停止の場合
- 4 郵便送金指図に関係する指定された事業体のいずれかの正規の職員によって発見された事故は、直ちに相手方の指定された事業体に最も速達の方法により報告される。

#### 第千六百十条 事故がある為替証書の処理

- 1 振出側の指定された事業体には為替証書を返送する例外として、払渡側の指定された事業体は、自己の責任において、重要でない誤りを職権によって訂正することができる。この訂正は、赤書により表示し、及び正規の職員が署名する。
- 2 事故を訂正する請求がなされた場合には、関係する為替証書は、払渡側の指定された事業体によって留置され、払渡側の指定された事業体は回答を受取り次第、その事故を訂正する。訂正の請求に対する回答には、当該為替証書が添付される。

#### 第千六百十一条 事故がある郵便振替の処理

- 1 送状、振替目録又は振替通知書に係る事故又は書類の不足の場合には、払渡側の指定された事業体は、最も速達の方法によりその旨を振出側の指定された事業体に通知する。振出側の指定された事業体は、最も速達の方法により回答し、必要な場合には、不足している書類の写しを送付する。郵送による訂正は、様式V P 3を用いて行われる。
- 2 事故が振替通知書の金額と振替目録の金額との相違に関するものである場合には、払渡側の指定された事業体は、これらの金額のうち少額のコレの金額について振替を行う。かかる手続が行われた場合には、振替通知書又は振替目録及び日次送表は、訂正書V P 3に赤書により訂正する。

#### 第千六百十二条 事故がある郵便送金指図の訂正

- 1 指定された事業体の正規の職員によって事故が発見された場合には、当該指定された事業体は、最も速達の方法により、相手方の指定された事業体に遅延を通知し、又は様式MP 3若しくは様式V P 3を用いて訂正の請求を入力し、若しくは送達する。

#### 第千六百十三条 受取人への為替の払渡し及び追跡

- 1 払出為替及び現金為替については、受取人は、様式MP 1、MP 1. 1又は他の適切な様式に適合する受領証に署名する。
- 2 郵便送金指図に払渡し又は受取人への入金に関する通知書が添付されている場合には、差出人は、当該郵便送金指図が受取人に払い渡され、又はその口座に受入登記されたときには、最も速達の方法により通知される。
2. 2 緊急送金指図の支払いを受けるために、受取人は払渡側の指定された事業体に識別子、郵便送金指図の金額及び振出側の国名を提供する。

#### 第千六百十四条 払渡しの後に亡失し又は損傷した為替証書の代用に関する手続

- 1 払渡側の指定された事業体は、払渡しの後に為替証書が亡失し又は損傷した場合には、用紙MP 1で作成する新たな為替証書をもってこれに代えることができる。この用紙には、元の為替証書の記載事項及び「Titre établi en remplacement d'un mandat égaré (perdu ou détruit) après paiement」（「払渡しの後に亡失し又は損傷した為替証書の代用証書」の意）の文字とともに、払渡側の指定された事業体の印章及び日付を記載する。
- 2 為替金を受領したことを証明する旨の受取人の申立ては、なるべく代用の為替証書の裏面に記載する。裏面に記載することができない場合には、適宜の紙片に記載し、証拠書として代用の為替証書に添付することができる。この申立てを記載したものは、元の受領証に代わるものとする。
- 3 払渡側の指定された事業体は、受取人にこの申立ての記載を求めることができない場合には、代用の為替証書の裏面又は添付した紙片に為替金が払渡済みである旨を職権によって証明する。

#### 第千八百一条 払戻しの理由

- 1 次の場合には、払戻しが保証される。
  - 1.1 受取人に関する理由によるもの（受取人の口座に受入登記できない場合を含む、受取拒否、受取人不明若しくは死亡又は現住所不明）
  - 1.2 差出人に関する理由によるもの（不完全若しくは不正確な情報の提供又は為替証書の有効期間の満了前及び受取人への払渡しの前の郵便送金指図の取消し）
  - 1.3 指定された事業体に関する理由によるもの（郵便送金指図の事故）
  - 1.4 為替証書の有効期間が満了した場合

#### 第千八百二条 払戻しの方法

- 1 差出人により振出国の通貨で送金された金額は、差出人に払い戻され、又は差出人の口座に受入登記される。
- 2 当該金額は、無料で払い戻される。
- 3 払渡側の指定された事業体は、指図の金額及び振出通貨を修正することなく、振出側の指定された事業体に未払いの指図を返送する。

#### 第千八百三条 為替証書の有効期間の満了時の払戻し

- 1 郵送される為替証書の有効期間の満了時には、払渡側の指定された事業体は、払戻しのため、直ちに用紙MP 1 又はMP 2 を振出側の指定された事業体に送達する。電子的なシステムが利用されている場合には、郵便送金指図は、差出人への払戻しのため、支払いが行われぬ理由とともに自動的に振出側の指定された事業体に返送される。

#### 第千八百四条 払戻しの処理

- 1 払戻しの条件が成就した場合には、払渡側の指定された事業体は、通常郵便に関する施行規則に従って当該払戻しの理由を提示し、用紙CN 1 5 に所定の事項を記入する。払渡側の指定された事業体は、その際に用紙MP 3 又は用紙VP 3 についても記入する。
- 2 正規に記入された用紙MP 3 は、用紙MP 1 を添付し、振出側の指定された事業体に最も速達の方法により送達される。
- 3 受入登記ができなかった振替については、用紙VP 3 に振出国の通貨で払出登記された金額を記載する。
- 4 用紙VP 3 の合計額は、受入登記ができなかった振替の振出側の指定された事業体の名義で開設されている決済用口座又は内払金のための集中口座に戻し入れる。
- 5 用紙VP 3 及び振替通知書は、日次発送表VP 1 0 5 とともに日々の受払通知票に添付し、払出登記した日に当該決済用振替口座の名義人である指定された事業体に送付する。

#### 第千八百五条 時効にかかった為替

- 1 時効期間の満了前に請求されなかった為替金は、振出国の法令に従い、振出側の指定された事業

体によって処理される。

1. 2 有効期間の満了時に、未払いの代金引換為替の送金指図は、郵便の支払いに責任がある側によって保管され、返還はされない。
1. 3 支払いに責任がある指定された事業体が申し立てを行わなかった代金引換為替の為替金は、国内法令に従った手続きを経て、その事業体に自動的に返金される。

## 第二章 調査請求及び責任

### 第千九百一条 調査請求

- 1 差出人又は受取人は、指定された事業体に対して調査請求を申し立てることができる。
- 2 調査請求は、利用者によって様式MP 2 又はVP 2 に適合する用紙に作成される。
- 3 調査請求は、郵便送金指図が振り出された日から六箇月以内に受理される。
- 4 調査請求は、指定された事業体の印章が用紙に押印され次第、直ちに記録される。
- 5 指定された事業体は、調査請求を申し立てた利用者に対し、当該調査請求の記録を証明する受領証を発行する。
- 6 調査請求が指定された事業体の誤りに起因する場合には、調査請求のために徴収された料金は、請求人に払い戻される。
- 7 郵便振替に関する調査請求は、受入登記される口座を保有する郵便小切手局に送付される。

### 第千九百二条 処理に関する期限

- 1 調査請求は、直ちに受領した指定された事業体によって処理される。問題が当該指定された事業体によって解決されない場合には、相手方の指定された事業体は、請求の受領後遅くとも三営業日までに通知される。相手方の指定された事業体は、電子的な郵便送金指図の場合には三営業日以内に、郵送による郵便送金指図の場合には十営業日以内に最初の（又は最終の）回答を提示する。
- 2 払渡側の指定された事業体の業務が利用できる拠点は、為替証書の状況について確定的な情報を提供することができる場合には、正規に記入された用紙MP 2 又は電子的な同等物を振出側の指定された事業体に返送する。為替証書の状況が明らかでない場合又は払渡しについて異議の申立てがある場合には、為替金を受領していない旨の受取人の申立ては、用紙MP 2 に記載されるか、当該用紙に添付される。
- 3 調査請求に対する確定的な回答は、遅くとも次の時まで提供される。
  - 3.1 名あて国において電子的な手段により送達された郵便送金指図に関する調査請求の到着後、十営業日
  - 3.2 名あて国において郵送された指図に関する調査請求の到着後、一箇月
- 4 差出人は、振出側の指定された事業体によって払い戻され、又は自己の口座に受入登記される。当該払戻し又は受入登記は、確定的な回答が提供された後に支払われることができる。

### 第二千一条 利用者に対する振出側の指定された事業体の責任の範囲

- 1 利用者に対する振出側の指定された事業体の責任は、郵便送金指図の適切な実施に限定される。

#### 第二千百一条 責任の決定

- 1 2から5までの規定が適用される場合を除くほか、責任は、振出側の指定された事業体が負う。
- 2 払渡側の指定された事業体が自己の規則により定める条件に従って払渡しが行われたことを立証することができない場合、特に、振出側の指定された事業体による払渡側の指定された事業体に対する郵便送金指図の払戻しに関する正規の通知の後にもかかわらず、当該払渡側の指定された事業体が受取人に郵便送金指図を払い渡した場合には、払渡側の指定された事業体が責任を負う。
- 3 次のいずれかに該当する場合には、誤りの生じた国の指定された事業体が責任を負う。
  - 3.1 業務上の誤り（換算の誤りを含む。）があった場合
  - 3.2 振出国又は名あて国においてデータの取り込み及び送達に誤りがあった場合
- 4 次のいずれかに該当する場合には、振出側の指定された事業体と払渡側の指定された事業体とが平等に責任を負う。
  - 4.1 誤りが双方の指定された事業体の責めに帰せられる場合及び誤りがいずれの国において生じたかを確定することができない場合
  - 4.2 送達の誤りが仲介国において生じた場合
  - 4.3 送達の誤りがいずれの国において生じたかを確定することができない場合
- 5 次のいずれかに該当する場合には、それぞれ次の指定された事業体が責任を負う。
  - 5.1 偽造された為替証書による払渡しであって、自己の規則により定める条件に従って払渡しが行われたことを立証することができない場合、振出側の指定された事業体又は払渡側の指定された事業体
  - 5.2 金額を偽って高額に改変された為替について為替金が払い渡された場合には、その改変が行われた国の指定された事業体。ただし、改変が行われた国を確定することができないとき、又は改変が約定に基づく郵便送金業務に参加していない仲介国において行われ、かつ、被害額を回収することができないときは、損害は、振出側の指定された事業体又は払渡側の指定された事業体が平等に分担する。
- 6 指定された事業体は、その下請人の行為、誤り及び記入漏れに対して責任を負う。

#### 第二千百二条 為替金債務の弁済に関する債務額の払渡し

- 1 請求人に為替金債務を弁済する義務は、振出側の指定された事業体が負う。
- 2 請求人に為替金債務を弁済した指定された事業体は、責任を負う指定された事業体に対して求償権を有する。
- 3 最後に為替金債務を負担した指定された事業体は、その負担した額を限度として、誤りにより利益を得た者に対して求償権を有する。
- 4 請求人に対する為替金債務の弁済は、責任が確認され次第、遅くとも請求の日の翌日から起算して二箇月以内に行う。

- 5 責任を負うべき指定された事業体が正規に照会を受けた後、一箇月を経過する時まで申し立てについて最終的に解決しなかった場合には、当該請求を受けた指定された事業体は、責任を負うべき指定された事業体に代わって請求人に為替金債務を弁済することが認められる。

#### 第二千百三条 関係する指定された事業体による弁済

- 1 責任を負うべき指定された事業体は、請求人に対して弁済を行った振出側の指定された事業体に対し、弁済が行われた旨の通告が発送された日から起算して一箇月以内に弁済金の額を償還する。
  1. 2 もし当該期間が満了した時点で上記作業が完了しなかった場合、振出側の指定された事業体は、責任を負うべき指定された事業体から受領した P P 1 ( P P M 又は P P V ) 口座の自動修正によって、振出側の指定された事業体の口座に弁済金を貸方に記入できる。また、次の事項によって定められた金利で期限を超過した支払いに対して利子の金額が含まれる。
    1. 2. 2 自国の法令
    1. 2. 3 指定された事業体間の業務協定
    1. 2. 4 振出側の指定された事業体の自国の商習慣

### 第三章 指定された事業体間の財務関係

#### 第二千四百一条 会計規則

- 1 郵便送金指図の実施に関連するすべての借記及び貸記の処理は、会計伝票及び帳簿に計上する。
- 2 郵便送金指図の実施、払戻し及び決済に関する勘定の仕訳は、当該郵便送金指図に対応する識別子を有するものとする。
- 3 指定された事業体は、受取人に払い渡され、又は受取人の口座に受入登記される郵便送金指図の目録を次に掲げる方法によって作成する。
  - 3.1 払い渡される為替証書の日次報告書 ( M P 6 ) 及び受入登記される振替の日次報告書 ( V P 6 ) と定期計算書 ( P P 1 、 P P M 及び P P V ) とを照合すること。
  - 3.2 集中口座の入出金又は振り出され、払い戻され、及び払い渡される郵便送金指図の目録のミラー口座における取引と一致させること。
- 4 原則として、資金又は手数料に関する計算書の間隔は、月一回とする。指定された事業体は、業務協定においてより短い間隔で計算書を決済することを取り決めることができる。

#### 第二千四百二条 システムによって自動的に作成される日次報告書

- 1 郵便送金業務に関する適切な現金管理及び他の指定された事業体との良好な財務関係のため、郵便送金業務を実施するために指定された事業体によって使用されるシステムは、様々な有用な要素に従い、振り出され、払い戻され、受取人に払い渡され又は受入登記され、及び受領される為替証書 ( M P 4 、 M P 5 、 M P 6 及び M P 7 ) 及び振替 ( V P 4 、 V P 5 、 V P 6 及び V P 7 ) の二者間における日次報告書を自動的に生成する。指定された事業体によって作成される日次の集記報告書 ( M P 8 及び V P 8 ) についても、同様の方法によって生成される。これらの報告書は、すべて、印刷又は出力可能な様式により日々入手できるものとする。

- 振り出され、又は払い戻される郵便送金指図の金額は、振出国の通貨及び振出通貨で表示される。払い渡され、又は受取人の口座に受入登記される郵便送金指図の金額は、振出通貨及び払渡通貨で表示される。手数料の金額は、SDRで表示される。手数料を表示するその他の方法は、二国間で設定することができる。

#### 第二千四百三条 郵便送金指図の集記報告書／目録の作成

- 受取人に払い渡され、又は受入登記される郵便送金指図の集記報告書／目録（MP104及びVP104）、及び必要な場合には日次発送表VP105は、それぞれシステムによって生成され、又は払渡側及び振出側の指定された事業体によって手書きで作成される。
- 報告書／目録MP104は、次の要素に従って時系列順に作成される。  
業務の種類、振出しの年月、振出局及び為替証書番号
- 報告書／目録VP104は、次の要素に従って時系列順に作成される。  
名あて国の郵便小切手局、受取人の口座番号、氏名及び住所並びに差出人の口座番号

#### 第二千四百四条 郵便送金指図に関する定期計算書の作成

- 郵便送金指図に関する定期計算書は、提供される業務に関する特定の用紙（PPM及びPPV）又は用紙PP1に直接、払渡側の指定された事業体について業務協定に定める規則に従って会計期間の終わりに作成される。これらの用紙は、送状MP104及びVP104並びに日次発送表VP105に基づいて指定された事業体が入力し、又は完全に手書きで作成する前期の計算書への訂正を除き、払渡側の指定された事業体を使用するシステムによって自動的に生成される。
- 定期計算書は、次に従い、前期の計算書に関する修正並びに為替金債務の弁済及び延滞利子を含む、払い渡される郵便送金指図を取りまとめる。
  - 振出月の時系列順
  - 振出側の業務が利用できる拠点のアルファベット順又は番号順及び各拠点の番号順
  - 振替の時系列順
- 電子的な郵便送金指図及び郵送される郵便送金指図の定期計算書は、電子的に送達される指図については会計期間の終了後一週間以内に、郵送で送達される指図については会計期間の終了後一箇月以内に、払渡側の指定された事業体によって最も速達の方法により振出側の指定された事業体に送達される。為替証書については、証拠書類（受領した為替証書又は自国の法令に従って真正であるものとみなされるデジタル化された写し）を添付し、及び送状MP104と同じ順序に配列し、当該送状に添付される。業務の質を監視するため、これらの計算書の発送における遅延は、その説明とともに、振出側の指定された事業体に通知される。
- 振出側の指定された事業体は、業務協定の枠組みにおいて、決済が総計算書に基づく場合を除き、電子的に送達される指図については一箇月以内に、郵送される指図については二箇月以内に郵便送金指図の計算書を決済する。
- 払渡済みの為替がなく、かつ、他に業務協定がない場合には、関係する指定された事業体が合意

する場合を除き、その旨を記載した定期計算書が振出側の指定された事業体に送付される。

- 6 振出側の指定された事業体が定期計算書において確認した郵便送金指図の合計に関する不一致は、次の定期計算書において訂正される。不一致の金額が三SDRを超えない場合には、不一致は、無視される。

#### 第二千四百五条 手数料に関する定期計算書の作成

- 1 手数料に関する定期計算書は、払渡側の指定された事業体が使用するシステムによって自動的に生成され、又は当該事業体によって定期計算書PP1に基づく用紙PP2に手書きで作成される。
- 2 原則として、手数料は、SDRで表示され、連合の国際事務局が公表する年平均SDRに基づいて郵便送金指図の払渡通貨に換算される。指定された事業体は、業務協定により他の通貨について取り決めることができる。

#### 第二千四百六条 総計算書の作成

- 1 総計算書が指定された事業体の自国の法令に従って作成される場合には、定期計算書は、払渡側の指定された事業体によって総計算書に同一の間隔で組み込む。
- 2 総計算書は、その計算書が対象となる期間の終了後二週間以内に最も速達の方法により振出側の指定された事業体に送達される。当該総計算書は、純残高を明らかにするものとする。
- 3 締約国の指定された事業体は、総計算書を作成する。
- 4 総計算書は、その対象となる月の終了後六週間以内に振出側の指定された事業体によって決済される。

#### 第二千四百七条 郵便送金指図に関する総計算書

- 1 郵便送金指図に関する総計算書は、払渡側の指定された事業体によって用紙PP3に作成される。
- 2 郵便送金指図に関する総計算書は、内払金を含むものとする。
- 3 当該総計算書は、貸方に有利になるよう郵便送金指図の純残高を明らかにし、原則として貸方国の通貨で表示される。

#### 第二千四百八条 手数料に関する総計算書の作成

- 1 手数料に関する総計算書は、用紙PP4に作成される。
- 2 当該総計算書は、貸方に有利になるよう手数料の純残高を明らかにし、原則として貸方国の通貨で表示される。

#### 第二千四百九条 内払金

- 1 払渡側の指定された事業体は、決済後直ちに内払金の自動払を請求することができる。
- 2 次の場合には、振出側の指定された事業体は、自動的に内払金を支払うことに合意する。
  - 2.1 交換の不均衡が月当たり六千SDRの規定額を超える場合

- 2.2 払渡側の指定された事業体が振出側の事業体でない場合
- 2.3 指定された事業体の間において新たな交換関係が確立され、かつ、内払金に関する条件が成就した場合
- 3 内払金の金額は、業務協定によって定められ、及び支払期間を延長することができる。
  - 3.1 交換の不均衡が存在する場合、及び規定額六千SDRの控除後、内払金の額は、最近三回の定期計算書（PP1、PPM及びPPV）の平均金額に基づいて算出される。電子的に送達される郵便送金指図については、振り出され（MP4及びVP4）、払い戻され（MP5及びVP5）、払い渡され／受入登記され（MP6及びVP6）、及び受領される（MP7及びVP7）為替／振替の日次報告書は、内払金の金額を算出するための基準として使用することもできる。
  - 3.2 指定された事業体が振出側の事業体でない場合には、規定額は、業務協定において六千SDR未満の数値に設定することができる。
- 4 新しい交換関係の場合には、定期計算書の平均金額は、最初の会計期間については推計され、その後、前会計期間における平均金額に基づいて算出される。
- 5 内払金が支払われない場合には、払渡側の指定された事業体は、次に適合する利率により延滞利子を課す権利を有する。
  - 5.1 自国の法令
  - 5.2 指定された事業体間の業務協定において取り決められた利率
  - 5.3 自国の商習慣
- 6 内払金が支払われず、かつ、業務協定が許可する場合には、払渡側の指定された事業体は、業務を停止することができる。
- 7 内払金の支払合計額が当該会計期間において払渡側の指定された事業体に支払うべき金額を超える場合には、その差額は、将来の計算書に含められる。

#### 第二千四百十条 資金及び内払金の集中口座に関する手続

- 1 指定された事業体のシステムによって作成される日次の集記報告書（MP8及びVP8）は、郵便送金業務の終了後直ちに当該指定された事業体によって集記される。
- 2 利用者の資金は、当該郵便送金指図の振出後一日以内に、振出側の指定された事業体の集中口座に払い込まれる。
- 3 第三者の資金の管理に適用される慎重性の原則に従い、指定された事業体は、システムによって生成される日次の集記報告書（MP8及びVP8）と集中口座にある資産の変動とを日々比較する。

#### 第二千四百十一条 保証預託金

- 1 指定された事業体間の支払に不履行又は履行の不備があった場合、不履行となった事業体は、貸方の事業体に対し、後者の請求に応じて保証預託金を預け入れる。
- 2 保証預託金の金額は、当該保証預託金が請求された時における負債額の純残高に従って指定され

た事業体の間において取り決められる。

#### 第二千五百一条 集中決済

- 1 原則として、指定された事業体は、郵便送金指図の実施から生ずる相互の債務及び債権並びに相互の手数料に関する集中決済制度に参加するものとする。
- 2 指定された事業体の間における多数者間の決済は、共通の決済頻度に従い、集中清算機関及び一以上の決済銀行を通じて行われる。
- 3 清算機関は、払渡側の指定された事業体によって提供される用紙P P 1（又はP P M若しくはP P V）に基づいて各指定された事業体の郵便送金指図の純残高を算出する。
- 4 清算機関は、払渡側の指定された事業体によって提供される用紙P P 2に基づいて各指定された事業体の手数料の純残高を算出する。
- 5 指定された事業体は、清算機関の規則に従い、一以上の決済銀行に設けられる集中清算機関が算出する郵便送金指図及び手数料の純残高を決済する。
- 6 決済日は、決済銀行にかかわらず、すべての貸方の指定された事業体の決済が同時に実行されるよう清算機関の規則に定める。
- 7 集中清算機関の規則は、次の原則及び要素に関して指定された事業により採用される。
  - 7.1 清算機関によるリスク管理
  - 7.2 指定された事業体の承認、業務停止及び排除に関する手続の実行
  - 7.3 資金洗浄への対処に関する郵便業務理事会及び管理理事会の勧告
  - 7.4 集中清算機関と指定された事業体との間の明確な責任分担
  - 7.5 情報の秘密性
  - 7.6 情報の保護
  - 7.7 安全なデータ送達（インターネット）
  - 7.8 集中清算システムの簡易性
  - 7.9 集中清算システムに対する指定された事業体の金銭的な利用の容易さ
  - 7.10 疑義のある勘定を決済する手続の実行

#### 第二千五百二条 二者間の決済

- 1 指定された事業体は、自らの勘定を二者間で決済することを取り決めることができる。
- 2 決済の方法
  - 2.1 二者間の取決めの一環として、及び払渡側の指定された事業体の自国の法令に従うことを条件として、決済は、総計算書P P 3及びP P 4に基づいて行われる。その他すべての場合においては、決済は、定期計算書P P 1及びP P 2の合計金額に基づいて、又は決済用口座を通して行われる。
  - 2.2 振出側の指定された事業体の国、第三国及び決済用口座の下で郵便送金業務の実施から生ずる（帳簿経費以外の）費用については、振出側の指定された事業体によって支払われる。

2.3 払渡側の指定された事業体の国で生ずる費用及び決済用口座に関する帳簿経費については、当該事業体によって支払われる。

### 3 総計算書又は月次若しくは定期計算書に基づく決済

3.1 決済は、定期計算書が決済される場合には当該月末から一箇月以内に、総計算書が決済される場合には六週間以内に、借方の指定された事業体によって行われる。

3.2 払い渡される金額に関して指定された事業体間で不一致が生ずる場合には、疑義のある箇所の決済のみを延期することができる。振出側の指定された事業体は、決済期間内にその疑義の理由を払渡側の指定された事業体に通知する。

3.3 決済期間内に払渡しが行われない場合には、当該金額に利子を課すことができる。適用される利率は、自国の規則若しくはかかる規則がない場合には指定された事業体の国における商慣習、又は指定された事業体間における取決めに基づくものとする。

### 4 決済用口座

4.1 二者間の関係の枠組みにおいて、指定された事業体は、内払金に関する集中口座の代わりに決済用口座を相互に開設することができる。指定された事業体が郵便振替制度を有していない場合には、決済用口座は、他の金融機関に開設することができる。

4.2 振出側の指定された事業体は、払渡側の指定された事業体に対する債務額が払出登記されるよう、自己の名義で払渡側の指定された事業体に開設した決済用口座に十分な資金を保有する。指定された事業体は、貸借に関する情報を入手するための手続について相互に通知する。

4.3 貸方の指定された事業体は、その債権につき、いつでも支払を請求する権利を有する。支払を請求する場合には、振替に要する日数を考慮して支払期日を定めることができる。

4.4 決済用口座の資金が不足する場合において、貸方の指定された事業体は、不足額に対して指定された事業体又は当該口座を保有する金融機関の商慣習に従って貸越金利を適用する権利を有する。計算方法及び徴収方針については、二国間で取り決める。

4.5 資金を設定するために送金された金額及び受取人への払渡し又は受取人の口座への受入登記ができなくなった郵便送金指図については、決済用口座に受入登記される。

## 第三部 暫定及び最終規定

### 第二千七百一条 万国郵便条約の施行規則の適用

万国郵便条約の施行規則の規定は、この施行規則に規定のない郵便送金業務に関する事項について準用する。

### 第二千八百一条 この施行規則の効力発生及び有効期間

1 この施行規則は約定の効力発生の日に効力を生ずる。

2 この施行規則は郵便業務理事会が他の決定を行わない限り、1の約定と同一の有効期間を有する。

二千十三年四月十五日にベルンで作成した。

## 郵便送金業務に関する約定の施行規則の最終議定書

郵便業務理事会は、郵便送金業務に関する約定の施行規則を承認するに当たり、次のとおり協定した。

### 第一条（現行の留保） 内払

- 1 ベトナムは、国内における払渡しを常に保護するために、すべての為替の交換国に対して、郵便送金業務に関する約定の施行規則第二千四百九条2に規定された手続によることなく、自動的に内払金を支払うことを要求する。

### 第二条（現行の留保） 郵便送金指図の送付

- 1 タイは、振出側の指定された事業体の義務に関して、郵便送金業務に関する約定の施行規則第一千五百十四条2の規定を適用されない権限を有する。

この最終議定書は、この規定が関連する郵便送金業務に関する約定の施行規則中にある場合と同一の価値を有する。

二千十三年四月十五日にベルンで作成した。